様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　　　　2025年3月5日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　いしぐろかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 イシグロ株式会社  （ふりがな）いしぐろ　かつじ  （法人の場合）代表者の氏名 石黒　克司  住所　〒104-0032  東京都中央区八丁堀４－５－８  法人番号　1010001036925  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | イシグロ株式会社 DXへの取り組み | | 公表日 | 2025年1月22日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://www.ishiguro-gr.co.jp/about/dx/   1. DX宣言 | | 記載内容抜粋 | イシグロ株式会社は、DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する取り組みについて、プランおよび組織・体制に関する方針を定めました。  これまで当社は、商品を購入頂くお客様のご愛顧と、商品を提供頂くメーカー様のご厚意により、総合配管機材商社として、創業以来85年に渡り大きな発展を遂げてまいりました。  昨今、デジタル化の加速、サプライチェーンのグローバル化、そして持続可能性への関心の高まりなど、社会環境はかつてないスピードで変革しています。建築業界においても就業者人口の減少や高齢化に伴う技能継承、労働環境の見直しやカーボンニュートラルへの対応等、業界全体で取り組むべき様々な課題が山積しています。  このような激動の時代において、お客様に必要とされる商品・ソリューションの全てを提供し続けるために 当社は以下の5つの方針を掲げDXを推進していくことで、従来のビジネスモデルに固執することなくデジタル技術やビッグデータを最大限に活用しながらニーズに合わせた新たな価値を創出し、お客様や社会へのさらなる貢献を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認後、社内外に公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | イシグロ株式会社 DXへの取り組み | | 公表日 | 2025年1月22日（2025年2月27日更新） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://www.ishiguro-gr.co.jp/about/dx/   1. 実現に向けた具体的戦略   4.戦略達成に向けた取組と指標 | | 記載内容抜粋 | ＜DX推進の5つの方針＞  1.デジタルマーケティングの拡大と新規事業展開  2.データドリブンな経営へのシフト  3.人を活かしあう制度・環境の構築  4.既存事業の標準化/効率化  5.インフラ基盤  1. デジタルマーケティングの拡大、新規事業展開  ECサイト上のアクセス情報や購買データを収集・分析するためにアナリティクスツールを活用します。取得したデータをMAツールと連携させることで属性や行動履歴に基づいた最適な情報配信やキャンペーン施策実施を自動化し、デジタルマーケティングの拡大を進めてまいります。  MRO連携やBIM連携を強化し、サプライチェーン全体でのデータ活用を促進します。サプライチェーン全体でのデータ共有によって情報の可視化を進め、データに基づいた意思決定、業務プロセスの改善、サプライチェーン全体の最適化などを促進します。  2. データドリブンな経営へのシフト  経営判断の迅速化と業務効率化を目的とし、データに基づいた意思決定を推進いたします。  具体的には、販売管理システムから販売情報や顧客情報を集約する他、ソフトフォンの通話情報など、社内のITツールからデータを収集し集約します。集約したデータはBIツールで可視化し、経営層や各部門がリアルタイムに状況を把握できる環境を構築することで、データに基づいた客観的な判断を実現し、迅速な意思決定や的確な業務改善に繋げます。  また、社内のDX人材育成制度によりデータ分析技術者を育成し、各本部のデータ活用を推進いたします。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認後、社内外に公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 3. DX推進体制およびDX人材育成 | | 記載内容抜粋 | DX推進体制  当社は、DXの更なる推進のため、2022年度にDX推進本部を設置いたしました。  今後、DX推進本部のはたらきかけのもと各本部それぞれがDXを推進してまいります。  DX人材育成  社内にDXスキル認定制度を設けます。DX推進本部が主体となって既存社員のリスキリングを推進、併せて新人教育にも盛り込み、全社のDX人材育成に取り組みます。  DX人材育成のためのDXスキル社内認定制度  DX人材　DXエキスパート　IT先端技術とビジネストレンド双方の知識を持つ人材　DXミドル　データ解析と可視化の基礎知識を持ち、業務プロセスの言語化、プログラミング・RPA等による自動化ができる人材　DXビギナー　情報セキュリティ、オフィスアプリケーションの知識を持つ人材  ＜補足＞  上記体制に基づき2023年度よりDX人材社内認定制度（ビギナー、ミドルレベル）を開始。2025年度にはエキスパートレベル相当の人材育成開始を予定。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 実現に向けた具体的戦略   つなぐ- 守りのDX –  　インフラ基盤の強化  　基盤をつなぐ | | 記載内容抜粋 | セキュリティ強化、ネットワーク帯域の強化、サーバー・ネットワーク監視の徹底など  ＜補足＞  上記戦略に基づき2025年4月サーバのAWSへのクラウド移行予定、2025年10月基幹システムの刷新（クラウド移行）予定 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | イシグロ株式会社 DXへの取り組み | | 公表日 | 2025年1月22日（2025年2月27日更新） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://www.ishiguro-gr.co.jp/about/dx/  4.戦略達成に向けた取組と指標 | | 記載内容抜粋 | 1. デジタルマーケティングの拡大、新規事業展開  販売先のお客様・購買先のお客様にとって業務効率化、コスト削減、満足度の向上に繋がるようEDI連携を強化し取引の電子化を拡大してまいります。  具体的な指標  2025年度末目標 全取引に占める各電子率を30%まで拡大  3. 人を活かしあう制度・環境の構築  DXスキル社内認定制度を設け、DXスキル標準（DSS-P）水準の人材育成を進めます。人材育成プログラムの改善や新たな研修制度の導入などを実施しながら現場主導のDX人材育成を促進することで、全社的なDX化を加速させ社員一人ひとりが能力を最大限に発揮できる環境を構築し、全体の成長と発展を目指します。  また、以下の指標を掲げ、進捗を把握しながら継続的な人材育成に取り組みます。  具体的な指標  2025年度末目標 DXビギナー：対象従業員の100%（PC配布従業員） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年1月22日 | | 発信方法 | イシグロ株式会社 DXへの取り組みにてトップメッセージとしてDX宣言を掲載  https://www.ishiguro-gr.co.jp/about/dx/ | | 発信内容 | イシグロ株式会社は、DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する取り組みについて、プランおよび組織・体制に関する方針を定めました。  これまで当社は、商品を購入頂くお客様のご愛顧と、商品を提供頂くメーカー様のご厚意により、総合配管機材商社として、創業以来85年に渡り大きな発展を遂げてまいりました。  昨今、デジタル化の加速、サプライチェーンのグローバル化、そして持続可能性への関心の高まりなど、社会環境はかつてないスピードで変革しています。建築業界においても就業者人口の減少や高齢化に伴う技能継承、労働環境の見直しやカーボンニュートラルへの対応等、業界全体で取り組むべき様々な課題が山積しています。  このような激動の時代において、お客様に必要とされる商品・ソリューションの全てを提供し続けるために 当社は以下の5つの方針を掲げDXを推進していくことで、従来のビジネスモデルに固執することなくデジタル技術やビッグデータを最大限に活用しながらニーズに合わせた新たな価値を創出し、お客様や社会へのさらなる貢献を目指します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年1月8日 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトに入力 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年3月23日～現在 | | 実施内容 | https://www.ishiguro-gr.co.jp/news/security-action-  %e4%ba%8c%e3%81%a4%e6%98%9f%e3%82%92%e5%ae%a3%e8%a8  %80%e3%81%97%e3%81%be%e3%81%97%e3%81%9f/  SECURITY ACTION制度に基づき、二つ星の宣言を実施。  https://www.ishiguro-gr.co.jp/about/dx/  情報セキュリティ方針、情報管理規則に基づく情報セキュリティ対策を実施  します。  サイバー攻撃による事業停止や情報漏洩を経営上のリスクとして認識し、 適切なセキュリティ基盤と組織体制を構築します。  主な情報セキュリティ対策は以下の通りです。  ・エンドポイントセキュリティの強化（従業員使用の情報端末に対する安全策強化）  ・ネットワークセキュリティの強化  ・アカウントセキュリティの強化  ・継続的なセキュリティ教育の実施  ・情報漏洩対策  ＜補足＞  上記方針に基づき2024年度にクラウドセキュリティサービスの導入を実施 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。